

総務文教消防委員会会議録（令和2年3月13日）

出席委員 青山委員長 大浦副委員長 竹原委員 原委員 岩城委員 古沢委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市長 石川副市長 伊東教育長 石坂総務部長
澤口総務課長 菅沼会計管理者 按田消防署長 上田
教育委員会事務局長 川岸営繕課長 伊井監査委員事
務局長 広田学務課長 地崎生涯学習課長 落合子ど
も課長 相沢企画政策課主幹 奥村財政課主幹 高倉
税務課主幹

職務のため出席した事務局職員 高橋主査

午後1時30分開会

青山委員長 ただいまから令和2年3月定例会総務文教消防委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

岩城晶巳委員、古沢利之委員をお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

議案第9号、議案第10号、議案第12号から第14号、議案第18号、議案第20号、議案第21号の8議案を一括して議題といたします。

まずは予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算関係の議案の説明につきましては、全体委員会のみですることとなっております。

よって、議案第9号 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第5号）につきましては、当委員会での説明はしないことにいたしますが、当局のほうから追加で説明する事項はありますか。

（特になし）

青山委員長 ないようでしたら、これより質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手のうえ発言を願います。

竹原委員 直接予算と関係ないんですけど、補正予算の小中学校の情報端末の導入なんですけど、よくよく考えてみたら、一般質問でも質問させていただいて、抜けていたなと思ったことが1つあります。使用過程において、充電するとき、何十台も端末があったらどうやって電気のコードを引っ張ってくるとか、それがちょっと心配で質問させてください。

広田学務課長 電源供給につきましては、電源キャビネットの設置を予定しております。こちらもGIGAスクール構想の中で、校内LANの情報ネットワークの整備とともに、電源キャビネットの各教室における設置というものを見込んでおります。こちらのほうも補助をいただいて設置いたします。

青山委員長 竹原委員、よろしいでしょうか。

竹原委員 はい、大丈夫です。

青山委員長 そのほかにございませんか。

大浦副委員長 補正予算のほうですが、財政調整基金の積立額と減債基金の積立金が出ておりますけども、この各基金の積立額と、また、そこに残高も出ておりますが、残高の総額も踏まえて、この基金残高について、また年度の積立額についての当局の見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

奥村財政課主幹 基金の積み立てにつきましては、今回の財政調整基金並びに減債基金につきましては、一般財源の中で、特に今回は交付税の算定結果に基づいて、最終決算の前に積めるべきお金を全て積んだつもりでございます。

今後ですけれども、決算の状況を見まして、3月の最終専決の中で、積めるものがあればこれに積み増しをしていきたいというふうに考えております。

残高につきましては、財政調整基金につきましては、一応繰越金の半分を毎年積むということで、そのルールはずっと遵守してきておりますので、あと残りにつきましては最終専決で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

大浦副委員長 私は、この基金の残高とか年度の積立額を見たときに、すごく行財政がしっかりしているというふうに認識しているんです。他市と比べた場合のこの今の滑川市の基金残高、近くの市はすごい基金残高が少ないところもある中で、滑川市は非常に多いというふうに思っています。

それで、総務省で、各市町村の基金残高とか、どうやって捻出しているかというアンケートも取られたりしているんですけども、私も聞きたいんですけど、この基金残高、積み立てというのは、そのアンケートの中で多いのが行革、経費節減等に捻出した額という欄と、あと歳出の不用額というところが一番多くなっているんですけど、滑川市ってこの基金はどうやって捻出されているんですか。

奥村財政課主幹 本市の場合は、予算を策定する段階にあたってですけれども、なるべく歳入は非常にかたく見て予算編成を行っております。歳出につきましては、箇所づけがされて執行されるということで、そこは議決の中にありますけれども、歳入については、なるべくかたく見て、その歳入の中から生み出された余剰金となった現金、資金について、なるべく予算上、積み立てに回すような努力をしておるところでございます。気を緩めることなくやっていきたいなというふうに思っております。

大浦副委員長 ありがとうございます。

それで、これも他市なんですけど、よく他の市町村とこの基金の推移、並べたものを公表されているところもあるんですけど、滑川市は滑川市単独で中期財政計画の中でもこの基金残高を出しているんですけど、恐らく、あれを見るだけだと、市民の皆さんが、滑川市の財政に対して、あんまりわからないんじゃないかなと。やはり他市と比較したほうがいいのかと思うところもあるんですけど、調べてもあまり他市と比較したものが滑川市にないような気がするんですけど、これ、実際公表しているもので、他市と比べた基金関係であるんですか。

奥村財政課主幹 県内の他市町村との比べということであれば、県のほうの市町村支援課が発出してありますいろんな資料の中には、各15市町村の基金の残高を示したものは、冊子になっているものもあれば、ホームページ等に載せてあるものもあるかと思えます。

私どものほうで書くと、隣のことを書くことになるので、あまりそういうふうなことはしていません。やるとすれば類似団体、同じような規模の団体さんと比べた場合に幾らぐらいの残高ですよというのは出してもいいのかなというふうに考えております。

大浦副委員長 私も、言葉が適正かわからないんですけど、他市に気を使ってやらないのかなというふうに思ったんですけど、魚津市さんが出されていたので、いいの

かなと思って、そういった公表で市民の皆さんに健全な財政を知らせることも一つかなと思って質問させていただきました。

ありがとうございます。

上田市長 基金につきましては、これまで滑川市は決していい状態ではありません。それから、富山県の市町村はそれぞれ基金の残高は少ないと思っています。中沖知事時代から何でもつくって、あとは国が払ってくれるから、じゃんじんと建てろ、つくれの感じで、富山県全体の市町村の基金残高は小さくなっているのが通常でありました。

ところが、財政の健全化ということで、議員のときに多治見市の視察に行ったときに、多治見市のほうで、何で財政調整基金がこんなにたくさんなのかと聞きましたら、地震のために、そのときのために手元に持っていななきゃいけないお金は必要なんだと。例えば、そういう意味では、太平洋側、豊頃町は私どもよりずっと小さいんですが、恐らく基金残高は私どもより豊頃町のほうが多いと思います。

そんなことで、やっぱり富山県は少ないのが当たり前になってしまっていると。じゃ、殊、大きな災害があったときに出動できるのかと。初期の出動が全てだと思っていまして、やっぱり生活のためのライフロードはさっとやっ飛ばさなきゃいかんと。金を持っているのと持っていないじゃもたつきますので、そういう面も含めて、これは使わない部分の金は何%ぐらいだと。前にも言ったと思いますが、滑川の場合は、大きな地震が起きたら約14億円ほど要るんだと。僕は専門家じゃないですけど、そんなふう聞いています。

そんなことで、決して今の状態は楽かというと、まあまあいいところにおりますけども、悪いということにはならないと思っています。備えあれば全てだと思えますので、このあたり弾力的に見てやってくださいませんか。お願いします。

大浦副委員長 他市と比べて確かに多いんですけども、これが十分な基金残高だとは私、思っていないんです。やはり1つ、2つ何かあった場合は一気に崩れてしまう数字なんです。なので、どうしても年度で、どんどん下がっていく見込みなんかもあるんですけど、積み立てできる間は本当になるべく減らないように、増額できればしていただきたいという思いで質問させていただきました。

青山委員長 ほかにございませんか。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようでしたら、予算以外の議案について説明に入ります。

議案第10号 滑川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてから順次説明を求めます。

澤口総務課長 それでは、議案集の10-1ページをお願いいたします。

議案第10号 滑川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてでございます。

資料集で説明をさせていただきたいと思いますので、資料集の1ページをお願いいたします。

制定の理由につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令が令和2年4月1日に施行され、住民訴訟により市長や職員等個人が巨額の損害賠償を負う場合であっても、職務行為が善意でかつ重大な過失がないときは、条例で定めることにより、損害賠償額の一定額を超える部分を免除できるとされたことから、その免除額等を定める条例を新たに制定するものでございます。

主な制定内容につきましては、市長や市職員等が行った職務行為が善意でかつ重大な過失がないときは、基準給与年額に下の表にございます記載の数を乗じた金額を超える金額を免除することを定めるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

続きまして、議案第12号にまいりたいと思います。議案集の12-1ページをお願いいたします。

議案第12号 滑川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料集で説明をさせていただきたいと思います。

資料集の4ページをお願いいたします。

改正理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることから、当該条例において該当する部分について、所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、当該条例の第1条におきまして規定されている「臨時に雇用される者」を「臨時的に任用される者」に文言を整理するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

なお、5ページの新旧対照表の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案集の13-1ページをお願いいたします。

議案第13号 滑川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

資料集の6ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることから、当該条例において該当する部分について所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、正規職員と同様に、会計年度任用職員に係るサービスの宣誓を新たに規定するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

なお、7ページの新旧対照表につきましては、説明は省略させていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

伊井監査委員事務局長 私からは、議案第14号について説明をさせていただきます。

議案集の14-1ページをお願いいたします。

議案第14号 滑川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料集で説明をさせていただきます。

資料集の8ページをお願いいたします。

制定（改正）理由でございます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が令和元年12月16日に一部改正されたことから、当該条例において引用している部分について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございます。

大きく2点でございます。2点とも第6条関係になります。

第6条は署名審理について規定してあるものでございますが、これは、住民から

委員会に対して審査の申し出があった場合、委員会は市に対して弁明書の提出を求めます。その弁明書を提出する際、電子データによる提出も弁明書が提出されたものとみなすというものでございます。

改正内容です。

1、法律名の改正。「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」という名称が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に名称変更となったことから、これを改正するものです。

2点目です。引用条項の改正。

引用条項の繰り下げがあったので、これを整理するものです。

「法第3条第1項」とあったところを「法第6条第1項」と改定するものです。

3、施行期日につきましては公布の日です。

次ページの新旧対照表の説明は省略させていただきます。

私からは以上です。

地崎生涯学習課長 それでは、議案第18号 滑川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

資料集21ページをお願いいたします。

改正理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行され、会計年度任用職員制度へ移行されることから、当該条例において該当する部分について、所要の改正を行うものでございます。

制定内容といたしましては、第4条関係で、地区公民館職員（館長、主事、主事補）の任期規定を削るものでございます。

施行期日は令和2年4月1日です。

次ページの条例新旧対照表の説明については省略させていただきます。

以上です。

相沢企画政策課主幹 それでは私のほうから、議案第20号及び議案第21号につきましてご説明をさせていただきます。

議案集20-1ページをお願いいたします。

議案第20号 辺地に係る総合整備計画の策定についてでございます。

議案資料集でご説明いたします。

資料集28ページをお願いいたします。

策定理由でございますが、本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条に基づきます菘輪・大日辺地に係る総合整備計画を策定するため、議会の議決を求めるものでございます。

辺地に係る総合整備計画に基づきまして実施する公共施設整備につきましては、その財源といたしまして、辺地対策事業債の活用が可能となるものでございます。

菘輪、大日、室山及び千鳥地区を対象地域といたします本計画につきましては、平成30年度に前回の計画が終了していたところでございますが、来年度実施を予定しております市道大日千鳥線路面整備工事の財源として、先ほどの辺地対策事業債を活用するにあたりまして新たな計画を策定するものでございます。

整備内容といたしましては、千鳥地内におきまして、菘輪滑川インター線から分岐しまして大日公園に向かう市道大日千鳥線、施工区間175メートルにつきまして路面の整備工事を行うものでございます。

なお、計画期間につきましては、令和2年度の1年間でございます。

続きまして、議案集21-1ページをお願いいたします。

議案第21号 富山地区広域圏事務組合規約の変更についてでございます。

議案資料集でご説明いたします。

議案資料集29ページをお願いいたします。

変更理由でございますが、富山地区広域圏内におきまして、イノシシ捕獲数の増加や豚熱、資料集では豚コレラと記載してございますが、本年2月、法律の改正により、従来の「豚コレラ」の名称から「豚熱」に変更されておるものでございます。申しわけございませんが、修正させていただきます。

豚熱感染イノシシの確認などにより、イノシシの埋設場所の確保が課題となっていることから、このたび広域圏事務組合におきまして、新たに有害鳥獣の処理施設を設置して焼却処理を実施するため、事務組合規約の一部を変更するものでございます。

変更の内容といたしましては、組合規約第4条に定めます組合が共同処理する事務につきまして、新たに有害鳥獣焼却施設の設置及び管理を追加するものでございます。

また、施行期日は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく富山県知事の許可があった日を予定しております。

なお、30ページの新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきます。

私のほうからは以上でございます。

青山委員長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある委員は、挙手のうえ発言を願います。

竹原委員 議案第10号ですが、条例制定の制定理由の中ほどに「職務行為について善意でかつ重大な過失がないとき」というふうに記載されていますが、実際どういったことなのか教えてほしいのと、あと、表の数字ですね。市長が6で、4、2、1となっています。この数字の根拠ってあるんですか。もう全国横並びで数字がこれだって言われるのか、それとも、市職員が1となれば、莫大な損害が出たときの1というのはかなり負担としては大きいのではないかというふうにも認識するんですけど、見解をお願いします。

澤口総務課長 まず1点目の職務行為が善意でかつ重大な過失がないかと、それにつきましては、住民訴訟が起こされて裁判になった場合ですが、まず故意または過失があるかで裁判官が判定されまして、過失があるというふうに認められた場合につきましては、今度、その過失の度合いですね。裁判の中で当事者の主張に基づいて裁判官が重い軽いを判断して、判決の中にどれだけかということが盛り込まれて、それをもとに、重大な過失があるかないかということが判決の中で示されるということになります。私たちが重い軽いを決めるんじゃなくて、裁判の中で決めていかれるということになります。

2点目の乗ずる係数につきましては、こちらは法律のほうで基準が決められておりますので、市によってどうこうするというのはあまりできないのかなというふうに思います。

竹原委員 そしたら、この係数について、市職員（上記を除く）で掛ける1だということになれば、考え方とすれば、職員の上でかした行為というのは、最終的には首長が責任を持って対応するといった形で、ほとんどの判例の中に市職員単独というのは出ないという解釈でよろしいんですかね。代表というか、トップは首長であるから、ほとんどの請求先は首長に行くという認識なんですか。

澤口総務課長 まず市が行った、当然もう支払い済みのものについて住民監査請求が起こされるということでございますので、例えば市職員、例えば500万円の給料をもらっているというものが個人的に裁判をされたということであれば、500万円は本人

が負担すると。その超えた分についても既に市が支払っておりますので、その分については市が面倒を見ていくということになります。

青山委員長 竹原委員、よろしいでしょうか。

竹原委員 難しくて。こういう事例がなげんにやそれでいいがで。

岩城委員 ちなみに、市長の年収はわかりませんが、1,500万円やっただと。ということは、掛ける6で9,000万を、もし何か自分の落ち度があつてということになれば、9,000万までは自分で責任を取らんにならんということになってくるのかな。

澤口総務課長 そのとおりでございます。これまでは、過失の割合が少なかったにもかかわらず、何億円という賠償が発生するということになれば、市長個人が何億円という賠償をしなければいけなかったということになりますが、今ほど言われるように、一定額を超える分は、一定額までは個人が負担して、残りの分は市が負担するという形になります。

竹原委員 そうなると、首長はじめ、係数6だとか4だとかというのは、自己破産という可能性だつてあるということですよ。

澤口総務課長 中にはそういったことがあるかもしれません。

今ほどは個人が訴えられた場合ということでございますので。竹原委員言われるように、例えば預貯金がないということで、そこまで負担できないということであれば、自己破産するということも可能性としては残されております。

竹原委員 となれば、例えば工業団地の誘致だとか、そういうので多額のお金を首長の一言で、市として方向性でこれをやるんだといったときに、住民訴訟で首長に対して訴訟を起こされたら、市として予算を組んでいたものを執行したにもかかわらず首長の責任だと言って請求されたら、ますます首長のやりたいことができなくなるのではないかなというふうに思うんですけど。

澤口総務課長 そういうこともあつて、思い切った行政運営ができないことがあります。ある程度の責務、責任に応じて負担をしていただくと。それを超えた分は免除しますよという制度であります。

竹原委員 意見ですけど、これ、係数1にしたほうがいいがじゃないですかね。ほかをやつとるからここもせんならんとか、全国統一だからこんなにせんならんというのは、それはわからんでもないですけど、気持ちを酌めば1でいいと思うんですけどね。区別する必要もないと思いますけども。

石川副市長 最近、全国的に住民監査請求ということで、職員個人も含めて訴えられる例が非常に多いんです。そしたら、その賠償をするというときに、例えば1,000万補償せいということになったら、今だったら、例えば職員が訴えられたら、裁判で結果が出たら1,000万を出さなきゃならないんですけども、これを今、このあれだったら、法律で職員だったら500万でいいですよとなっているわけで。最近、訴えられるのが全国的に非常に多いんです。

古沢委員 これはいわゆる、ケース・バイ・ケースでいろいろだと思いますけども、要するに、首長なら首長の施策なり判断が間違っていたからといって訴えられると。不必要な支出をしたから、これは市に賠償しなさいということでしょう？ 自治体に返しなさいということなの？ 個人として。首長個人のお金を自治体に返しなさいと、こういうことでしょう？

澤口総務課長 本人が負担する分は自治体のほうに返すことになります。

古沢委員 そうですね。今出されたんですけども、提案理由のあそこのときだったと思うけど、監査委員の意見書だったかな、これに同意するみたいな意見書、あったでしょう。あれ、必要だと聞いているんで、それで出されたんだと思いますけど、あれは、名前は代表監査の方だけの名前になっていたと思うんですけども、あれは合意によって出されたものですよ、監査委員。

伊井監査委員事務局長 監査委員2名の合意によるものでございます。

古沢委員 そのように法律でなっているようだったのでちょっと確認させていただいたんです。

もう一つだけ。大きい金額だったら、この分の免責を引いてになると。例えばこの金額を下回る賠償請求が起きた場合はどうなるんですか。

澤口総務課長 下回る場合は全額個人負担になります。

古沢委員 これだけということにならないということやね、当然。

澤口総務課長 そのとおりでございます。

古沢委員 これまでは、例えば、前に事務局からもらった資料の中に、これは議会側の問題だと思うがだけど、債権放棄の議決をされた事例が全国には幾つかあって、結局、その取り扱いが、場合によっては政治的なものだったりいろいろするからという、慎重に扱わなければならないと私は思うんですけども、そういったことも背景にある。言うてみたら、首長が訴えられていても、議会側が自治体としての権利

放棄をしたら賠償責任がなくなるんですよね。間違いないですか。

澤口総務課長 はい、そのとおりです。

古沢委員 そういった事例が幾つもあって、その取り扱いについては慎重でなければならないと私は思うんですけど、現実的と言えれば現実的なのかもしれないけども、議会側としては、そういったことについては慎重でなければならないと思うんですよね。

住民監査請求なりというのは、住民が地方行政にかかわる、ある意味大事な権利でもあると思うんですよ。行使が適正かどうかということはありますよ、ありますけれど、権利としては大事だと思っているので、この間、2年前の国会での議論を見ると、このことによってそうした住民の権利が、意欲を失わせるものになってはならないというような意見も出ているようなので、こういう案件が発生しないにこしたことはないんだけど、議会側の対応としては、この権利放棄ということについては慎重でなければならないというふうに思います。

いずれにしても、こうした案件が発生しないということは祈っておりますけど、皆さんも執行にあたっては十分、当然ながら気をつけていただきたいということはお願いをしておきます。これは質問ではないので申しわけないですけど。

上田市長 善意でやっていることですから、いつも善意のうえでけちがつくところがありますし、場合によっては、うがった見方で見られることがあります。僕は高木さんに訴えられて、却下になりましたけど、おわかりだと思います。大きいか小さいかの問題ですが、とんでもない話。政争の具に使うなんてとんでもない。こういうこともちゃんと見極めないと、世の中おかしくなっていくんじゃないですか。

以上。

古沢委員 どういう場合であっても、そういう意味では、さっき澤口課長が言われたように、どういうところに問題があるかというのは裁判で明らかにしてもらおうということなので、裁判のずっと上まで言うてみればありますから、悪意を持ってやられるというのは論外だと思っておりますから、そのとおり執行していただきたいというふうに思います。

石川副市長 実は現実のケースで、市長の場合は実際に訴えられましたけども、話の中で訴えるという話が、職員を含めて、私も含めて何件も目撃しておりますので、そのあたりが、やっぱり皆さん、訴えられたらどうしようとドキドキしながら仕

事をしている部分もありますので、こういうのがあれば、私あたりは訴えられても別にきちっとしてやっているからと思っけていますけども、実際の話の中でそういうケースが何件もあります。最近は特に。

上田市長 これを気にすれば仕事はできません。

以上。

青山委員長 ほかにございませんか。

今の話、副市長も市長も話されたのでこれ以上あれだと思っけてですけど、ちょっと細かい話を聞かせていただいて、先ほど法律の関係でこの免除額の下表の数が、いわゆる賠償責任を負う額から引いて、その引いた額が免除額ということで、これは年数が多ければ多いほど免除額が減るということなので、かなり額が大きくなるということだと思っけてるので、これ、基本的に、この改正の内容を見ますと、重大な過失がなく善意でということは、無過失責任であっても免除額はこれとするということなので、有過失はもちろん損害賠償はばっちり取られますし、無過失でもこれだけかかるということで、正直、何を言いたいかというと、法律じゃなくてガイドラインであれば、市の条例であれば、この年数を低くすることも可能ということなのでしょうか。

澤口総務課長 国のほうでは、職責などを考慮してこういった乗じる数を決めておりますので、これに準じるという形で市もしたいというふうに考えております。

青山委員長 先ほど竹原委員からも出ましたとおりちょっと、先ほど1,500万だったら9,000万ということになりますから、今後の首長の担い手もびっくりして出てこないのかなという不安も、そういう気負いでやっているとできないでしょうけれども、この国の今話を聞くと、もちろん住民訴訟もそれはそれで重要な権利だというのがわかるけれども、私はちょっと大き過ぎないかなというふうに思っけてこの下表を見ているんですけど、そのへんについてはどんなものなのでしょうか。

澤口総務課長 これが決められるまでは、いろいろ会社法なども参酌しながらこの数字を決められたということをお聞いておりますので。

青山委員長 ということは、会社法とかの今のいわゆる代表取締役の損害賠償責任とかの、要は年数と同じような感じで準じているということですね。

澤口総務課長 参考にされたということでございますので、そのような乗ずる係数になっていると聞いております。

古沢委員 それは統一のガイドラインみたいがでですか、それとも施行令か何かでな
つとるがけ。

澤口総務課長 すみません、ちょっとそこまでの資料、今手持ちで。

古沢委員 いいです。

青山委員長 古沢委員、根拠法か何か出してもらいますか。

古沢委員 数字が決まっていると言われたから、どこで決まっとるがかなと思っただ
けです。

青山委員長 総務課長、そしたらば、根拠的なものの何か書面のコピーでももしあれ
ばと思います。総務課長、どうぞ。

澤口総務課長 はい、提出させていただきます。

青山委員長 ほかに質疑等はございませんか。

(質疑する者なし)

澤口総務課長 申しわけございませんでした。今ほどの係数につきましては、地方自
治法の施行令第173条において定められている数字でございます。申しわけございま
せん。

青山委員長 古沢委員、よろしいでしょうか。

古沢委員 はい。

青山委員長 そのほかないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより付託議案に対する討論を行います。

討論を希望される委員は挙手を願います。

(討論する者なし)

青山委員長 ないようでしたら、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第9号、議案第10号、議案第12号から議案第14号、議案第18号、議案第20号、議
案第21号の8議案を一括して採決を行います。

議案第9号 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第5号）

議案第10号 滑川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

議案第12号 滑川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 滑川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第14号 滑川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 滑川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第21号 富山地区広域圏事務組合理約の変更について

以上の案件について、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

青山委員長 賛成全員。よって、議案第9号、議案第10号、議案第12号から第14号、議案第18号、議案第20号、議案第21号の8事案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

午後2時12分議決

青山委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第2、その他につきまして当局のほうから何かありましたらお願いいたします。

相沢企画政策課主幹 それでは私のほうから、現在、策定準備を進めてございます市の次期総合計画の基本構想につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

本日、資料を2部お配りしてございますが、まず資料の1、新総合計画策定に向けた市民アンケート結果の概要をごらんいただければと思います。

1ページでございますが、市民アンケートにつきましては、昨年の12月から1月にかけて、市内に在住する満18歳以上の方2,500人を対象にアンケートを送付いたしました。郵送による回答により実施したものでございます。

概要でございますが、まず1ページには定住意向について記載してございます。

そちら、ページ下段のほうにグラフ等を掲載してございますが、全体の傾向といたしまして、市内での転居希望を含みまして、全体の74%の方から、本市に引き続き住みたいという回答を得たところでございます。

年代別の傾向につきましては、下段のグラフに示しております。グラフには比較の数値等を記載してございませんが、全ての年代におきまして、10年前の調査に比べまして、住みたいという割合が上昇したという結果になりました。

続きまして、2ページをごらんください。

住みやすい点、住みにくい点についてグラフを示したものでございます。

全体の傾向といたしまして、住みやすい点といたしましては、生活や住環境、また買い物の利便性、そういったようなものを高く挙げておられます。

逆に住みにくさにつきましては、娯楽や余暇を過ごす場が少ないとか、交通が不便であると、そういったようなものが上位の項目として上がっておるところでございます。

隣3ページの上段のほうには、年代別の傾向につきまして上位3位までを挙げております。住みやすい点といたしましては、どの年代におきましても、生活、住環境に高い評価がされておりますが、住みにくさにつきましては、どの年代におきましても、先ほど申したとおり、娯楽や余暇、また交通環境、そういったようなものが上位に上がるというふうな結果になってございます。

最後、3ページから4ページにかけては、個別施策の満足度、重要度の推移について記載しております。

4ページのほう、相関図を示しております。そちらをごらんいただきたいのですが、上段が今回の調査のもの、下段は参考として前回、平成21年に実施しました調査のものを上げております。

それぞれの分野及び個別の施策につきまして、満足度と重要度の相関関係を示したものでございます。

上下比較いたしますと、集団としての動きを見ますと、右方向にシフトしている状況が見られるということで、10年前と比較すれば全体的に満足度が伸びている。また一方で、満足度が伸びた結果、重要度としての認識が下がっている傾向というふうに読んでございます。

満足度が上がったものにつきましては、主に福祉、保健、医療の分野の施策で高い伸びが多く見られております。

特に子育て支援の施策につきましては、前回、10年前につきましては、満足度がマイナス0.2というようなものであったものが、今回調査であれば0.6ポイント上がりまして、プラス0.4というふうに大幅な伸びを見せているところでございます。

その一方で、安全な暮らしの分野の施策につきましては、やや満足度が下降しているという傾向が見られるところでございます。

この安全な暮らしの分野につきましては、重要度につきましては伸びている施策というのも多くございまして、近年、相次いでおります大規模災害の影響を受けま

して、市民の関心も高まっているものというふうに推測をしております。

また、道路環境や地域公共交通のそういった分野であります交通環境の分野につきましても、全般的に満足度が伸びておりますが、同時に全ての個別施策につきまして重要度も伸びておりまして、市民の関心が引き続き高いものというふうに推測をしております。

市民アンケートの結果の概要につきましては以上でございます。

続きまして、資料の2をごらんください。A4横のものでございますが、次期計画の現時点での政策体系の事務局案を示したものでございます。

次期計画の政策体系につきましては、昨年12月議会の本委員会におきましてもご説明させていただきましたが、次期計画におきます将来の都市像につきましては、現行計画の「ひと・まち・産業が元気なまち滑川」を継承することとしておりまして、「ひとが元気」「まちが元気」「産業が元気」のそれぞれにつきまして、将来像の実現に向けた基本政策とその内容としての基本施策、その大枠の枠組みとして、資料としてお示しをしているものでございます。

全体といたしましては、3つの将来像、1ページから3ページまでにかけてでございますが、3つの将来像の実現を目指すための基本政策といたしまして、9つの政策、また、それぞれ政策ごとの具体的な取り組み方針といたしまして、30の基本施策として現時点で検討をしております。

また、4ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、これにつきましては、分野横断的な視点といたしまして5つの項目を上げております。

こちら記載の項目につきましては、単独の政策や施策のみに当てはまらないような横断する取り組みとして位置づけていくものでございまして、次期総合計画に統合する総合戦略としての内容も含むものとして位置づけておるところでございます。

1ページのほう、すみません、お戻りいただきまして、現時点では、具体的な個別事業をどうするといったようなことをお示しするものではございませんが、現行の計画との相違点といたしましては、まず1ページのひとが元気につきましては、政策の部分で、他団体では、例えば児童福祉や教育、あと生涯学習、こういったようなものを1つの政策としてまとめているというところが多く見られるところでございますが、本市では引き続き、子ども・子育てを重要な基本施策として単独として掲げているところがございます。

同じくひとが元気の基本施策の方向性のうち、9番の障害福祉の充実につきましては、現行の計画におきましては、7番の社会福祉の充実とあわせて1つの施策としてなっておりましたが、次期の計画におきましては、生活支援が主となります7番の施策と障害福祉が主となります。9番の施策として分割して計画をしてございます。

続きまして、まちが元気、2ページでございますが、まちが元気につきましては、19番の潤いのある景観の整備につきまして、現行計画では、公園、緑地の整備というふうにしてございますが、それをベースといたしまして、花があふれる街並みと、そういったような整備という観点も盛り込みまして、今回、潤いのある景観の整備というような形で整理し直しているところでございます。

また3ページ、産業が元気につきましては、30番、一番最後でございますが、地域資源を生かした産業の創出につきまして、現在の計画では海洋深層水の利活用としているところでございますが、海洋資源に限らず、本市の豊かな農産物、また街並み、風景、そういった本市の地域資源を生かしたにぎわいの創出という観点から今回整理をし直しておるところでございます。

以上、地域計画体系の事務局案としてご説明させていただきましたが、今後、詳細につきましては、ここに肉づけをしてまいりまして、市の将来像から基本施策の部分につきましては、夏ごろをめどに、基本構想の素案という形にまとめまして、改めてお示ししたいと考えてございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

青山委員長 そのほかに当局のほうから何かありましたら。

伊東教育長 学校の臨時休業と学校再開に関するお知らせでございます。

3月2日から3月24日まで臨時休業としておりましたが、最近の専門家会議の報告や、本県の依然として感染者が確認されていないなどを参考にしまして、中学校は3月17日から、小学校は3月18日から授業日として再開いたします。

なお、給食は、小中とも3月18日から18、19、23の3日間を給食提供いたします。

そこで、この18、19、23については、小中校全日6時間の授業を行うということにします。

中学校については、3月17日は給食がありませんので午前のみ。また、3月24日

の最終日も給食がなく午前のみとします。この結果、実質的に授業が小学校で3.5日分、中学校で4日分、補充可能となります。この再開にあたっては、学習の補充ということで授業最優先といたしたいと思っております。

なお、引き続き、風邪等があり家庭での学習を希望されるという場合については、文科省の通知どおり、校長が出席しなくてもよい日と認めるといふような対応もいたしたいと思っておりますし、また、今後、感染状況等が変化した場合には、再度、臨時休業の措置も取ることもあります。

なお、卒業式につきましては、本日、中学校卒業式を予定どおり実施いたしました。実施にあたっては、通知どおり縮減ということで、卒業生と保護者を中心とした卒業式でしたが、厳粛にとり行われました。また、小学校でも同様に行う予定であります。

先日の小中の校長会議等で、卒業まではともかく現状で進めていきたいと。卒業後に対応したいということでありましたので、小中とも卒業式が終わった後の対応で、授業最優先に補充していきたいと思っております。

なお、今後につきましては、3月25日からは春休みに入りますので、基本的には通常の春休みに入り、始業式、入学式は予定どおり実施する予定にしております。

学校開業中においては、消毒や健康観察をしっかり行い、また換気も行うこととして、感染の発生や拡大が起こらないように注意していきたいと思っております。

以上です。

青山委員長 当局のほうからはほかにございませんか。大丈夫ですね。

これを受けまして、委員のほうからは何かございますか。

竹原委員 総合計画の策定についてのアンケート、これについてちょっとお聞かせください。

前回10年前は、対象市民が3,000人で回答率が40%、今回2,500人を対象に、10年前と変わらず回答率はそんなに多くないということではありますが、今回500人対象を減らされた理由、そして、もう一点は何かといいますと、私も周りでこのアンケートが来たという方が数人おられました。てんでに言われるのは何かというと、市民の中から、よりすぐりのあなたに2,500分の1で、さも宝くじがあたったかのような書き方をして、アンケートを取ってくださいというふうに書いてあるんですが、返事を書けば書くほど嫌になってくるということで、何かというと、何か細かく設問

がされていて、回答している自分も、もうわけがわからなくなってきたというようなことで、途中でやめたという方もおられました。

これだけ回答率が低いというのは、私、ちょっと改めて検証すべきことではないかなというふうに思っています。ただ書かなくて書いて回答してくださいと言ってもこれだけの回答率であって、もうちょっといい回答が出るようなものを設問できなかったのかなと。それこそ、全体の傾向で、住み続けたいが増えましたってありますけど、ほかに行くところがないから住み続けたいわけであって、それは当たり前前のことを果たして理由づけて聞かないかんことかなというふうにも思いますし、ちょっとこの回答率の低さについてはどう思われているのかお聞かせください。

相沢企画政策課主幹 まず数字のほう、500人減らした根拠ということでございますが、前回確かに3,000人ということで、実際、最近のほうで同じ総合計画の策定に向けましてアンケートを取られた自治体の状況を見ますと、大体2,500とか2,000とか、うちよりも少し少ない対象にしているところでございます。

人数、確かに多ければ多いのもいいのでございますが、500人の対象に減らしたという場合でも、そんなに相関関係としては変わらないだろうということで、今回500人を減じたところでございます。

なお、対象者の抽出につきましては無作為抽出というふうにしておりまして、ただ、年齢につきましては、おおよその市の人口構成に基づいた形で年代の無作為で抽出をしておるところでございます。

アンケート内容につきましては、主に属性の部分、例えば性別から年代もしくはお仕事といったようなことから、あとは個別の施策の重要度、満足度、これは5択のような形で、重要度が低いから高いについてそれぞれの施策についてチェックを入れていただくといえますか、そういったようなアンケート内容になっておりました。

今回につきましては、10年に1回という大きな計画の策定の節目ということもございまして、10年前のものと比較をするということで、ほぼ同じ項目について聞いたというところでございます。

確かに、項目が多いというようなご意見は私も直接聞いております。こういったアンケートにつきましては、幅広に取ればそれなりの施策としていろんな形で見れる

ものもございしますが、次回、どういうふうな規模で、どういった時期で、アンケート、同じようなものをするかちょっと未定でございしますが、そういった場合には、例えばもう少し分野別に設問をまとめるとか、そういったような形にしていきたいなというふうにも考えております。

また、住み続けたいの部分につきましては、比較的年代に応じまして、特に市内もしくは市外にどれくらい出ていきたいといいますが、そういった転出傾向があるかと。そういったようなものも見てみたいということで今回示したところでございます。

大幅の、確かに市内に住み続けたいという方が多くいらっしゃいまして、特に30代なんかは、最近の社会増、市外から入ってこられた方の社会増なんかも反映しているものかなというふうに考えております。

ちょっとこちらのグラフではお示しはしておりませんが、例えば1回滑川から出てUターンで帰ってきたとか、そういったような傾向の設問も取っておりまして、またそういったようなものもちょっと今回、今後ですが、加味していきたいなというふうに思っております。

あと、回答率の40%というのが、確かに低いということで、特に高齢者の方は高い回答率で、若い方がやはり低いというような傾向にございます。

この市民アンケートに限らず、いろんな調査物で同様のよう結果が出ているものかと思いますが、ちょっとこういったような回答率の低さにつきましては、先ほどの設問の仕方の工夫とか、そういったようなものを踏まえまして、また次回は検討しなければいけないのかなというふうに思っております。

竹原委員 10年後おるかおらんかわかりませんのでそれ以上は言いませんけど、一昨年、公共交通網形成計画でも回答率がすごく低くて、こんな議論になるのかという委員からの意見がありました。

市が行うアンケート、それぞれたくさんあると思うんですけど、本当に市民の方の生の声を聞くというのも1つ、プラスアンケートを取るのであれば取るなりのやっぱり根拠を示してしっかりと回答していただけるような設問の仕方、あるいは窓口で封筒を持ってきていただいたら何か粗品を渡すだとか、そういった取り組みもしていかないと、いつまでたっても30%代に満たない回答率では、それが果たして市民の意見として当局が数ある計画を取りまとめて、これが全てですという区切り

の仕方は私はよろしくないと思いますので、もう少し努力してください。これ以上は言いません。

相沢企画政策課主幹 今後また検討してまいりたいと思います。

岩城委員 教育長から授業再開のお話を聞きました。中学校は3月17日、小学校は3月18日ということで、給食も出すということ。これ、小学校に関しては、小学校6年生はまだ履修しとらん、時間が足りん分があったと思うんですが、これは自習か何かを出してそれで補っていたということなんですか。

伊東教育長 小学校6年生、中学3年生については、確認したところ、ほぼ2月段階でおおよそ終了しているんですが、先日、小中校長会をして、学校によっては、若干不足する部分は、小中間で連携をとって、中学校入学早々にそこをしっかりと補充するというので、現在、学校ごとに情報共有しているところであります。

岩城委員 それともう一つ、小学校に関してはずっと6時間ずつするというのを聞きましたけども、1年生、2年生はそんなに、6時間する日とない日とあると思うんですけども、1、2年生も合わせてずっと6時間して足りんだ分を補っていくということなんですか。

伊東教育長 学校によって小中それぞれ、個人あるいは学年によって校時が違いますので、それはその校時ごとに学校のほうで調整します。おっしゃるように、低学年については5時間目で終わるというところがあります。そこは5時間目で終わるといふふうにする予定にしております。

大浦副委員長 学校を再開されるんですけども、中学校の部活動も今ストップしているかと思いますが、部活動はどうされるのかお聞きします。

伊東教育長 中学校の部活については、引き続き3月24日までは部活動停止の状態とします。

大浦副委員長 春休み以降は部活動は再開されるんですか。それとも、今の状況をまた検討して決められていくのか。

伊東教育長 現状では、当初から3月24日までを臨時休業とし、それ以降は春休みということですから、春休み中は通常どおり部活動等も再開することにしております。

大浦副委員長 小学校も各スポーツクラブあるんですけど、その保護者の方々が言われるんですけども、スポーツクラブの責任者なり、監督なり、コーチなりが、自分たちで判断できないというふうに言われて、今、各スポーツクラブもとまっていると

ころが多分多いと思うんですけども、そういった市からやはりはっきりとしたことを言ってあげないと、多分スポーツクラブの代表の方々が判断できない状況に今あると思っているんです。部活動もそうですけど、各スポーツクラブにも何か連絡をとっていただけるようなことってできますかね。

伊東教育長 スポーツクラブ等関係団体には、学校の休業等の案内をしておりましてので同様の案内はできるかと思うんですが、基本的にスポーツクラブは、それぞれの自分たちあるいは連合体として自粛をお決めになりましたので、特に自粛についても市から要請したわけではありません。ですから、今回の学校の再開等も参考にされて、それぞれお決めいただきたいと考えております。

大浦副委員長 わかりました。

青山委員長 ほかにございませんか。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようですので、これにて令和2年3月定例会総務文教消防委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時35分閉会